

【以下の場合に提出】

例①：後継者（経営承継受贈者・経営承継相続人）が死亡又はやむを得ない事情により退任し、次の後継者（3代目）に猶予株式を贈与した場合（※チェックリストの添付書類必要）

例②：認定取消事由に該当（経営承継贈与者が死亡して切替確認を受けない場合を除く）した場合（※該当した認定取消事由の証左必要）

※事業承継期間経過後の場合や自ら取消申請を行う場合（他の取消事由に非該当）は提出不要

様式第 12

提出年月日を和暦か西暦で記載 例①：死亡又は退任の日の翌日から4か月以内に提出

例②：取消事由に該当した日の翌日から1か月以内に提出

随時報告書

東京都知事宛

令和 8 年 3 月 1 日

東京都知事 殿

郵便番号 163-80XX

会社所在地 東京都新宿区西新宿

X丁目X番X号

会社名 株式会社 東京都産労

電話番号 03-5320-XXXX

現在の代表者

代表者の氏名 代表取締役 東京 三代

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第12条第5項の表の各号（第7項の表の各号）の規定（当該規定が準用される場合を含む。）により、下記の事項を報告します。

記

報告者の種別と認定年月日等について

報告者の種別	<input type="checkbox"/> 第一種特別贈与認定中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種特別贈与認定中小企業者
	<input type="checkbox"/> 第一種特別相続認定中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種特別相続認定中小企業者
	<input checked="" type="checkbox"/> 第一種特例贈与認定中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種特例贈与認定中小企業者
	<input type="checkbox"/> 第一種特例相続認定中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種特例相続認定中小企業者
報告者に係る 認定の認定年 月日等	認定年月日及び番号	令和5年12月15日（5産労商支認第X号）
	認定申請基準日	令和5年10月15日
	随時報告基準日	令和7年11月10日
	随時報告基準期間	令和7年3月18日から令和7年11月10日
	随時報告基準事業年度	令和6年4月1日から令和7年3月31日
該当する事由	施行規則第9条第6項1号の規定	

（随時報告基準日）

例①：後継者が死亡又はやむを得ない事情により退任した日

例②：取消事由に該当した日

【後継者が死亡】

（一般措置）

第一種特別贈与：第2項第1号 第二種特別贈与：第4項第1号

第一種特別相続：第3項第1号 第二種特別相続：第5項第1号

（特例措置）

第一種特例贈与：第6項第1号 第二種特例贈与：第8項第1号

第一種特例相続：第7項第1号 第二種特例相続：第9項第1号

【後継者がやむを得ない事情により退任】

（一般措置）

第一種特別贈与・相続：第10項 第二種特別贈与・相続：第11項

（特例措置）

第一種特例贈与・相続：第12項 第二種特例贈与・相続：第13項

（随時報告基準事業年度）

「随時報告基準日の直前の年次報告基準日（年次報告基準日がない場合は、認定申請基準日）の翌日の属する事業年度」から

「随時報告基準日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度」までの事業年度の期間

（随時報告基準期間）

随時報告基準日の直前の年次報告基準日（年次報告基準日がない場合は、認定申請基準日）の翌日から随時報告基準日までの期間

(備考)

- ① 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。
- ② 本様式における第一種特別贈与（相続）認定中小企業者に係る規定は、第二種特別贈与（相続）認定中小企業者、第一種特例贈与（相続）認定中小企業者又は第二種特例贈与（相続）認定中小企業者について準用する。
なお、本様式において「認定中小企業者」、「経営承継受贈者（経営承継相続人）」、「認定贈与株式（認定相続株式）」、「贈与認定申請基準日（相続認定申請基準日）」、「随時贈与報告基準日（随時相続報告基準日）」、「随時贈与報告基準期間（随時相続報告基準期間）」又は「随時贈与報告基準事業年度（随時相続報告基準事業年度）」とある場合は、報告者の種別に合わせてそれぞれ対応する語句に読み替えるものとする。
- ③ 報告書の写しを添付する。このほかに、施行規則第 12 条第 5 項の表の第 2 号及び第 3 号（第 7 項第 2 号及び第 3 号）の報告の場合は、別紙 1 及び別紙 2 を作成し、その写し及び施行規則第 12 条第 6 項（第 8 項）各号に掲げる書類並びに以下の④⑤⑥の書類も添付する。
- ④ 報告者が資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する場合において、施行規則第 6 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に該当する場合であって、同項第 3 号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているときには、その旨を証する書類を添付する。
- ⑤ 随時贈与報告基準事業年度（随時相続報告基準事業年度）終了の日において報告者に特別子会社がある場合にあつては特別子会社に該当する旨を証する書類、当該特別子会社が資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当しないとき（施行規則第 6 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に該当する場合であって、同項第 3 号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているときを含む。）には、その旨を証する書類を添付する。
- ⑥ 報告者の経営承継受贈者（経営承継相続人）が当該報告者の代表者でない場合（その代表権を制限されている場合を含む。）又は経営承継贈与者が当該報告者の代表者若しくは役員（代表者を除き、当該報告者から給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。）の支給を受けた役員に限る。）となった場合であつて、当該経営承継受贈者（経営承継相続人）が施行規則第 9 条第 10 項各号のいずれかに該当するに至っていたときには、その旨を証する書類を添付する。

(記載要領)

- ① 単位が「%」の欄は小数点第 1 位までの値を記載する。
- ② 報告者が株式交換等により認定中小企業者たる地位を承継した株式交換完全親会社等である場合にあつては、「認定申請基準日における常時使用する従業員の数」については、認定中小企業者の常時使用する従業員の数に株式交換完全子会社等（承継前に認定中小企業者だったものに限る。）の常時使用する従業員の数を加算した数を

記載する。

- ③ 「随時贈与報告基準期間（随時相続報告基準期間）における代表者の氏名」については、随時贈与報告基準期間（随時相続報告基準期間）内に代表者の就任又は退任があった場合には、すべての代表者の氏名をその就任又は退任のあった期間ごとに記載する。
- ④ 「(*2)を発行している場合にはその保有者」については、申請者が会社法第 108 条第 1 項第 8 号に掲げる事項について定めがある種類の株式を発行している場合に記載し、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。
- ⑤ 「随時贈与報告基準事業年度（随時相続報告基準事業年度）（ 年 月 日から 年 月 日まで）における特定資産等に係る明細表」については、随時贈与報告基準事業年度（随時相続報告基準事業年度）に該当する事業年度が複数ある場合には、その事業年度ごとに同様の表を記載する。「特定資産」又は「運用収入」については、該当するものが複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。（施行規則第 6 条第 2 項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合には空欄とする。）
- ⑥ 「損金不算入となる給与」については、法人税法第 34 条及び第 36 条の規定により報告者の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。）の額を記載する。（施行規則第 6 条第 2 項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合には空欄とする。）
- ⑦ 「総収入金額（営業外収益及び特別利益を除く。）」については、会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）第 88 条第 1 項第 4 号に掲げる営業外収益及び同項第 6 号に掲げる特別利益を除いて記載する。
- ⑧ 「やむを得ない事由により資産保有型会社又は資産運用型会社に該当した場合」については、その該当した日、その理由及び解消見込時期を記載する。
- ⑨ 「認定申請基準日における」については経営承継受贈者（経営承継相続人）の死亡の直前における状況を、「認定申請基準日までに」については経営承継受贈者（経営承継相続人）の死亡の直前までの状況を、それぞれ記載する。
- ⑩ 「同族関係者」については、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。
- ⑪ 「第 9 条第 10 項各号に掲げる事実のうち、今般、経営承継受贈者に生じた号数」及び「第 9 条第 10 項各号に該当し、代表者を退任した年月日」並びに「4 施行規則第 12 条第 5 項の表の第 3 号に規定する第一種特別贈与認定株式再贈与（同条第 7 項の表の第 3 号に規定する第一種特別相続認定株式贈与）については、経営承継受贈者（経営承継相続人）が施行規則第 12 条第 5 項の表の第 3 号に規定する第一種特別贈与認定株式再贈与（同条第 7 項の表の第 3 号に規定する第一種特別相続認定株式贈与）を行った場合に記載する。

⑫ 「特別子会社」については、随時贈与報告基準期間（随時相続報告基準期間）中において報告者に特別子会社がある場合に記載する。

なお、特別子会社が複数ある場合には、それぞれにつき記載する。「株主又は社員」が複数ある場合には、同様の欄を追加して記載する。

(別紙1)

第 二 種 特例 贈与 認定中小企業者に係る報告事項①

(認定年月日：令和 5 年 12 月 15 日、認定番号：5 産労商支認第 X 号)

1 経営承継受贈者（経営承継相続人）について

随時贈与報告基準日（随時相続報告基準日）における総株主等議決権数	(a) 10,000 個		
氏名	死亡又は退任した後継者の氏名及び住所 東京 後継		
住所	東京都新宿区西新宿 Y 丁目 Y 番 Y 号		
随時贈与報告基準日（随時相続報告基準日）における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合	(b)+(c) 9,555 個 ((b)+(c))/(a) 95.5%		
随時贈与報告基準日（随時相続報告基準日）における保有議決権数及びその割合	(b) 8,000 個 (b)/(a) 80.0%		
適用を受ける租税特別措置法の規定及び当該規定の適用を受ける株式等に係る議決権数(*1) (本認定番号の認定に係る株式等に係る議決権数のみを記載。)	7,000 個 小数点第二位以下切り捨て（以下同じ）		
※一般措置 <input type="checkbox"/> 第 70 条の 7 ※贈与 <input type="checkbox"/> 第 70 条の 7 の 2 ※相続 <input type="checkbox"/> 第 70 条の 7 の 4 ※贈与⇒相続切替	※特例措置 <input checked="" type="checkbox"/> 第 70 条の 7 の 5 ※贈与 <input type="checkbox"/> 第 70 条の 7 の 6 ※相続 <input type="checkbox"/> 第 70 条の 7 の 8 ※贈与⇒相続切替		
(*1)のうち随時贈与報告基準日（随時相続報告基準日）までに譲渡した数	0 個 ※譲渡したものがある場合 認定取消事由に該当		
随時贈与報告基準日（随時相続報告基準日）(*1)における同族関係者	氏名(会社名) 東京産労ホールディングス(株)	住所(会社所在地) 東京都新宿区西新宿 X 丁目 X 番 X 号	保有議決権数及びその割合 (c) 1,555 個 (c)/(a) 15.5%
第 9 条第 10 項各号に掲げる事実のうち、今般、経営承継受贈者に生じた号数			
第 9 条第 10 項各号に該当し、代表者を退任した年月日			

(やむを得ない事情により退任した場合に記載)

施行規則第 9 条第 10 項

第 1 号:精神障害者保健福祉手帳(1 級)の交付を受けた者

第 2 号:身体障害者手帳(1 級又は 2 級)の交付を受けた者

第 3 号:要介護認定(要介護 5)を受けた者

第 4 号:前 3 号に掲げる場合に類すると認められること

2 施行規則第 12 条第 5 項の表の第 3 号に規定する第一種特別贈与認定株式再贈与（同条第 7 項の表の第 3 号に規定する第一種特別相続認定株式贈与）（当該規定を第二種特別贈与（相続）認定中小企業者、第一種特例贈与（相続）認定中小企業者及び第二種特例贈与（相続）認定中小企業者について準用する場合を含む）について

次の後継者（3代目）

当該贈与に係る受贈者の氏名	東京 三代
当該贈与に係る受贈者の住所	東京都新宿区西新宿 Y 丁目 Y 番 Y 号
当該贈与が行われた年月日	令和 7 年 11 月 10 日
認定贈与株式（認定相続株式）のうち、当該贈与の対象となる株式の数	7,000 個

3 認定中小企業者について

主たる事業内容	アルミ製品製造業
贈与認定申請基準日（相続認定申請基準日）（合併効力発生日等）（株式交換効力発生日等）における資本金の額又は出資の総額	50,000,000 円
随時贈与報告基準日（随時相続報告基準日）における資本金の額又は出資の総額	50,000,000 円
贈与認定申請基準日（相続認定申請基準日）（合併効力発生日等）（株式交換効力発生日等）と比して減少した場合にはその理由	※減資を行った場合、認定取消事由に該当 ただし、減少資本金額の全額を準備金とする場合及び欠損填補目的の減資（会社法第 309 条第 2 項第 9 号イとロに該当）の場合は非該当
贈与認定申請基準日（相続認定申請基準日）（合併効力発生日等）（株式交換効力発生日等）における準備金の額	25,000,000 円 ※資本準備金+利益準備金
随時贈与報告基準日（随時相続報告基準日）における準備金の額	25,000,000 円
贈与認定申請基準日（相続認定申請基準日）（合併効力発生日等）（株式交換効力発生日等）と比して減少した場合にはその理由	※準備金の額が減少した場合認定取消事由に該当 ただし、減少準備金額の全額を資本金とする場合及び欠損填補目的の準備金の額の減少（会社法第 449 条第 1 項但書きに該当）の場合は非該当

随時贈与報告基準日（随時相続報告基準日）における常時使用する従業員の数	(a)+(b)+(c)-(d)	10人
厚生年金保険の被保険者の数	(a)	10人
<p>※70歳未満の従業員数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構が発行する「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額（×賞与額）決定通知書」の写し及び「（同）改定通知書」の写しを添付 		
厚生年金保険の被保険者ではなく健康保険の被保険者である従業員の数	(b)	1人
<p>※70歳以上75歳未満の従業員数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険組合（協会けんぽの場合は日本年金機構）が発行する「健康保険標準報酬月額（×賞与額）決定通知書」の写し及び「（同）改定通知書」の写しを添付 ・×「厚生年金保険70歳以上被用者標準報酬月額相当額決定のお知らせ」 		
厚生年金保険・健康保険のいずれの被保険者でもない従業員の数	(c)	1人
<p>※75歳以上の従業員数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用期間2ヶ月（報告基準日を含む）を超える雇用契約書及び給与明細書の写し（報告基準日を含む3か月分）を添付 ・上記書類に年齢の記載がない場合、年齢がわかる書類も添付 		
役員（使用人兼務役員を除く。）の数	(d)	2人
随時贈与報告基準期間（随時相続報告基準期間）における代表者の氏名	令和7年3月18日から 令和7年11月10日まで	東京 後継
	年 月 日から 年 月 日まで	代表取締役は 全員記載
	年 月 日から 年 月 日まで	

【従業員数に係る留意事項】

- ・標準報酬月額決定通知書に代えて、被保険者縦覧照会回答票（基準日後に取得）の添付も可。
- ・基準日の直前に通知を受けた標準報酬月額決定通知書（資格取得通知及び資格喪失通知）の該当があればその写しを添付。
- ・短時間労働者（他の従業員と比べ月の労働時間が4分の3に満たない）は、人数から除く。
- ・使用人兼務役員は、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）」（兼務役員確認済の印がない場合、報告基準日を含む3か月間の雇用保険の支払状況が確認できる給与明細書3か月分を含む。）を添付。

4 やむを得ない事由により資産保有型会社又は資産運用型会社に該当した場合

該当した日	年 月 日
その事由	
解消見込時期	年 月頃

【特別子会社】

申請会社とその代表者（後継者）と当該代表者の同族関係者の議決権数が、総議決権数の過半数に達する会社

【特定特別子会社】

申請会社とその代表者（後継者）と当該代表者と生計を一にする同族関係者の議決権数が、総議決権数の過半数に達する会社

5 随時贈与報告基準期間（随時相続報告基準期間）中における特別子会社について

区分	特定特別子会社に 該当 非該当		
会社名	株式会社 TOKYO		
会社所在地	東京都新宿区西新宿 X 丁目 X 番 X 号		
主たる事業内容	小売業		
総株主等議決権数	(a)		1,000 個
株主又は社員	氏名（会社名）	住所（会社所在地）	保有議決権数及びその割合
	株式会社 東京都産労 ※申請会社	東京都新宿区西新宿 X 丁目 X 番 X 号	(b) 200 個 (b)/(a) 20.0%
	東京 後継 ※代表者（後継者）	東京都新宿区西新宿 Y 丁目 Y 番 Y 号	(b) 800 個 (b)/(a) 80.0%

区分	特定特別子会社に 該当 / 非該当		
会社名	株式会社産労		
会社所在地	東京都新宿区西新宿 Z 丁目 Z 番 Z 号		
主たる事業内容	運送業		
総株主等議決権数	(a)		100 個
株主又は社員	氏名（会社名）	住所（会社所在地）	保有議決権数及びその割合
	東京 親族 ※代表者と生計を一 にしていない同族 関係者	東京都新宿区西新宿 Z 丁目 Z 番 Z 号	(b) 60 個 (b)/(a) 60.0%
	産労 太郎 ※非同族関係者	東京都千代田区大手町 X 丁目 Y 番 Z 号	(b) 40 個 (b)/(a) 40.0%

6 会社法第 108 条第 1 項第 8 号に掲げる事項について定めがある種類の株式について

会社法第 108 条第 1 項第 8 号に掲げる事項について定めがある種類の株式(*2)の発行の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	
※拒否権付株式（いわゆる黄金株）のこと		
(*2)を発行している場合にはその保有者	氏名（会社名）	住所（会社所在地）
	※後継者以外が有している場合 認定取消事由に該当	

事業実態要件（以下①～③の3つ要件全て）を満たし、特定資産の記載を省略する場合

- ①報告基準日において従業員（経営承継受贈者と生計を一にする親族を除く）が5人以上
- ②報告基準日において従業員が勤務するための物件を所有、又は賃借している
- ③イ～ハのいずれかの業務をしている
 - イ 商品販売等（商品の販売、資産の貸付又は役務の提供で、継続して対価を得て行われるもの。）
※資産の貸付けの相手方が「経営承継受贈者である場合」や「その同族関係者である場合」は非該当
 - ロ 商品販売等を行うために必要となる資産（上記②の事務所等を除く）の所有又は賃借をしている
 - ハ 上記イ及びロの業務に類するもの

特定資産等に係る明細表の「内容」、「利用状況」、「帳簿価額」、「運用収入」及び（1）～（30）の欄の記入は不要

（別紙2）

第二種 特例 贈与 認定中小企業者に係る報告事項②

（認定年月日：令和5年12月15日、認定番号：5産労商支認第X号）

※報告者の種別（タイトル）・認定年月日・認定番号は記入必須

1 認定中小企業者における特定資産等について

随時贈与報告基準事業年度（随時相続報告基準事業年度）（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）における特定資産等に係る明細表 ※この欄は記入必須

随時報告基準事業年度が2事業年度となる場合は、各事業年度について（別紙2）の提出が必要

	内容	利用状況	帳簿価額	運用収入
有価証券	特別子会社の株式又は持分 （*3を除く。）		(1) 円	(12) 円
	資産保有型子会社又は資産 運用型子会社に該当する特 別子会社の株式又は持分 (*3)		(2) 円	(13) 円
	特別子会社の株式又は持分 以外のもの		(3) 円	(14) 円
不動産	現に自ら使用しているもの		(4) 円	(15) 円
	現に自ら使用していないもの		(5) 円	(16) 円
ゴルフ場その他の 施設の利用に関する 権利	事業の用に供することを目的 として有するもの		(6) 円	(17) 円
	事業の用に供することを目的 としない有するもの		(7) 円	(18) 円
絵画、彫刻、工芸 品その他の有形の 文化的所産である 動産、貴金属及び 宝石	事業の用に供することを目的 として有するもの		(8) 円	(19) 円
	事業の用に供することを目的 としない有するもの		(9) 円	(20) 円

現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産		(10) 円	(21) 円
	経営承継受贈者（経営承継相続人）及び当該経営承継受贈者（経営承継相続人）に係る同族関係者等（施行規則第1条第17項第2号ホに掲げる者をいう。）に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産		(11) 円	(22) 円
特定資産の帳簿価額の合計額	(23)=(2)+(3)+(5)+(7)+(9)+(10)+(11) 円	特定資産の運用収入の合計額	(25)=(13)+(14)+(16)+(18)+(20)+(21)+(22) 円	
資産の帳簿価額の総額	(24) 円	総収入金額	(26) 円	
随時贈与報告基準事業年度（随時相続報告基準事業年度）終了の日以前の5年間（贈与（相続の開始）の日前の期間を除く。）に経営承継受贈者（経営承継相続人）及び当該経営承継受贈者（経営承継相続人）に係る同族関係者に対して支払われた剰余金の配当等及び損金不算入となる給与の金額		剰余金の配当等	(27) 円	
		損金不算入となる給与	(28) 円	
特定資産の帳簿価額等の合計額が資産の帳簿価額等の総額に対する割合	(29)=((23)+(27)+(28))/((24)+(27)+(28)) %	特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合	(30)=(25)/(26) %	
総収入金額（営業外収益及び特別利益を除く。）			XXX,XXX,XXX 円 ※この欄は記入必須	

損益計算書の売上高の金額

事業実態要件を満たしていない場合（特定資産を記載する場合）

(別紙2)

第 二 種 特 例 贈 与 認 定 中 小 企 業 者 に 係 る 報 告 事 項 ②

(認定年月日：令和5年12月15日、認定番号：5産労商支認第X号)

1 認定中小企業者における特定資産等について

随時贈与報告基準事業年度（随時相続報告基準事業年度）（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）における特定資産等に係る明細表

		内容	利用状況	帳簿価額	運用収入
				(1) 円	(12) 円
有価証券	は持分（(*3)を除く。）				
	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分(*3)	(株) TOKYO 200 株		(2) 1,000,000 円	(13) 0 円
	特別子会社の株式又は持分以外のもの	A(株)株式 1,000 株 B(株)投資信託		(3) 1,000,000 円 500,000 円	(14) 80,000 円 40,000 円
不動産	現に自ら使用しているもの	新宿区西新宿 X 丁目 X 番 X 号の土地 同上の建物	本社	(4) 500,000,000 円 10,000,000 円	(15) 0 円
	現に自ら使用していないもの	練馬区練馬 X 丁目 Y 番 Z 号の土地 同上の建物	賃貸用 物件	(5) 100,000,000 円 5,000,000 円	(16) 2,000,000 円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの			(6) 円	(17) 円
	事業の用に供することを目的としない有するもの	A ゴルフクラブ 会員権	投資用	(7) 3,000,000 円	(18) 0 円

随時報告基準事業年度が2事業年度となる場合は、各事業年度について（別紙2）の提出が必要

絵画、彫刻、 工芸品その 他の有形の 文化的所産 である動 産、貴金属 及び宝石	事業の用に供するこ とを目的として有す るもの			(8) 円	(19) 円
	事業の用に供するこ とを目的としないで 有するもの			(9) 円	(20) 円
現金、預貯 金等	現金及び預貯金その 他これらに類する資 産	現金 当座預金 定期預金 保険積立金		(10) 500,000 円 200,000,000 円 10,000,000 円 5,000,000 円	(21) 0 円 0 円 500,000 円 0 円
	経営承継受贈者（経営 承継相続人）及び当該 経営承継受贈者（経営 承継相続人）に係る同 族関係者等（施行規則 第1条第17項第2号 ホに掲げる者をい う。）に対する貸付金 及び未収金その他こ れらに類する資産			(11) 円	(22) 円
特定資産の帳簿価額 の合計額	(23)=(2)+(3)+(5)+(7) +(9)+(10)+(11) 326,000,000 円	特定資産の運用 収入の合計額		(25)=(13)+(14)+(16)+(18)+ (20)+(21)+(22) 2,620,000 円	
資産の帳簿価額の総 額	(24) YYY,YYY,YYY 円	総収入金額		(26) ZZZ,ZZZ,ZZZ 円	

※貸借対照表の資産の部の合計額
 ※貸倒引当金、投資損失引当金などを計上している場合は、
 引当て前（控除前）の金額。
 ※減価償却資産・特別償却資産・圧縮記帳資産は、減価償
 却資産累計額・特別償却準備金・圧縮積立金等を控除後
 の価額（直接原価方式）

※損益計算書の「売上高+営業外収益+特別利益」の
 合計額
 ※期中に固定資産や有価証券の売却があった場合は、
 売却損益の額を売却額（対価）に直してから金額を
 加算して算出。売却額がわかる資料を要添付。

随時贈与報告基準事業年度（随時相続報告基準事業年度）終了の日以前の5年間（贈与（相続の開始）の日前の期間を除く。）に経営承継受贈者（経営承継相続人）及び当該経営承継受贈者（経営承継相続人）に係る同族関係者に対して支払われた剰余金の配当等及び損金不算入となる給与の金額	剰余金の配当等	(27)	円
	損金不算入となる給与	(28)	円
特定資産の帳簿価額等の合計額が資産の帳簿価額等の総額に対する割合 $\frac{(29)=((23)+(27)+(28))}{((24)+(27)+(28))}$ ※70%以上で資産保有型会社に該当 ※小数点第二位切り捨て 55.3%	特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合 $(30)=(25)/(26)$ ※75%以上で資産運用型会社に該当 ※小数点第二位切り捨て 6.8%		
総収入金額（営業外収益及び特別利益を除く。）			XXX,XXX,YYY 円

損益計算書の売上高の金額